



25筑議第80号
平成26年3月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 様

長野県東筑摩郡筑北村
議会議長 前山 健治

過労死防止基本法の制定を求める意見書の送付について

時下、貴職におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、本村議会は地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり「過労死防止基本法の制定を求める意見書」を議決いたしましたので、これを送付いたします。
つきましては、意見書の実現についてお取り計らいくださるようよろしくお願い申し上げます。

過労死防止基本法の制定を求める意見書

過労死が社会的問題となり「karoshi」が国際語となつてから四半世紀が経とうとしています。過労死が労災であると認定される数は増え続けており、過労死撲滅の必要性が叫ばれて久しいですが、過労死は、「過労自殺」も含めて広がり続けています。突然大切な肉親を失った遺族の経済的困難や精神的苦痛は筆舌に尽くしがたいものがあり、また真面目で誠実な労働者が過労死・過労自殺で命を落とすことは、我が国にとつても大きな損失と言わなければなりません。

労働基準法は、労働者に週40時間・1日8時間を超えて労働させてはならないと定め、労働者が過重な長時間労働を強いられるのを禁止して、労働者の生命と健康を保護することを目指しています。しかし、当該規制は十分に機能しているとは言えません。

昨今の雇用情勢の中、労働者はいくら労働条件が厳しくても、使用者にその改善を申し出るのは容易ではありません。また、個別の企業が、労働条件を改善したいと考えても、厳しい企業間競争とグローバル経済の中、自社だけ改善するのは難しい面があります。

このように、個人や家族、個別企業の努力だけでは限界がある以上、国が法律を定め、総合的な対策を積極的に行っていく必要があります。

よつて、政府におかれましては、以上の趣旨を踏まえ、下記の内容の法律（過労死防止基本法）を一日も早く制定するよう強く要望します。

記

- 1 過労死は、あってはならないことを国が宣言すること。
- 2 過労死をなくすための、国、自治体、事業主の責務を明確にすること。
- 3 国は、過労死に関する調査・研究を行うとともに総合的な対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿

平成26年3月17日

筑北村議会議員 前山 健治